

第75期 報 告 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

事業報告

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

企業集団の現況

1. 当社グループの事業の経過及び成果

当期の医薬品業界は、医療費抑制策や昨年4月の業界平均6.7%の薬価基準引下げなど、引き続き厳しい経営環境で推移いたしました。こうした中で当社は、平成17年4月開始の中期経営計画「チャレンジGET2」の下で、「高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す」、「病院市場におけるジェネリックNo. 1ブランドを目指す」という2つの重点目標を掲げ、経営資源をここに集中投下するとともに、財務健全化の総仕上げに取り組んでまいりました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

当社主力品のアルカリ化療法剤「ウラリット-U・錠」に関連するものとして、平成14年8月と12月、および平成18年1月に高尿酸血症治療における尿のアルカリ化を推奨する各種診療ガイドラインが公表されました。特に高尿酸血症・痛風の治療ガイドラインでは、尿アルカリ化療法を尿酸値降下療法から独立した治療であると位置づけており、当社は生活習慣病の一つである高尿酸血症治療における尿路管理、尿アルカリ化療法の重要性を訴えるとともに、確実な尿アルカリ化を確保するために用法・用量どおりの服用促進に努めてまいりました。平成16年8月以降継続して実施しております「高尿酸血症・メタボリック シンドローム リサーチ フォーラム」の研究会活動支援もその一環です。

また、昨年9月30日を以って、尿酸排泄促進剤を販売する鳥居薬品株式会社との並売契約を解消いたしました。これにより「ウラリット-U・錠」は当社単独販売となり、診療ガイドラインの首尾一貫した普及策を実施できる体制を整えました。

他方、ジェネリック医薬品については国がその使用を推奨する中、当期は9成分16品目を上市してさらなる品揃えの強化を図りました。また、医療機関に対しては、商品の安定供給や迅速な情報提供体制など新薬メーカーの特性を活かしたプロモーション活動に注力しました。さらには、平成17年11月に立ち上

げた「DPCマネジメント研究会」の開催を通して、DPC¹導入を予定する各地域の基幹病院を中心に、ジェネリック医薬品の使用拡大による医療施設経営の効率化を支援してまいりました。これらに加え、各種学会におけるランチョンセミナーの開催や学術展示など、特に国公立病院に対して積極的な普及活動を展開しました。

これらの結果、「ウラリット-U・錠」の売上高は、薬価改定にもかかわらず2.6%の増収となりました。また、ジェネリック医薬品の売上高も同様に、薬価改定による薬価引下げの影響を吸収した上で、前期比15.0%程度的大幅な増収を達成することができました。

なお、売上比率を薬効別にみますと、代謝性医薬品25.9%、神経系および感覚器官用薬24.6%、循環器官用および呼吸器官用薬22.9%、病原生物用薬11.9%、消化器官用薬3.8%、腫瘍用薬2.4%、その他8.5%となっています。

研究開発面では、特に探索研究に重点を置きながら、得意領域に関わる新薬開発ノウハウや高い技術力を有する海外企業への早期段階での導出によって、開発上のリスクを軽減しつつ開発スピードを高めることに傾注してまいりました。

一昨年、脂質代謝改善剤として期待される「PPAR アゴニスト」を欧米の開発ベンチャー企業であるCerenis Therapeutics, SAに、また、骨形成作用を示す「NC-2300」をVelcura Therapeutics Inc.に導出しました。このうち「PPAR アゴニスト」に関しては、医薬品候補化合物の絞込みを終え、前臨床試験の準備を進めております。「NC-2300」については、第一相臨床試験開始の準備中です。

ジェネリック医薬品に関しては、提携関係にあるインドの大手ジェネリック医薬品企業であるRanbaxy Laboratories Limited (RLL)、関連会社である日本薬品工業株式会社 (NPI) と、三社一体となって製品開発を進めております。また、平成17年の法制度改正によりジェネリック医薬品についても共同開発が可能になり、NPI、RLLの両社に加え、他のジェネリック医薬品専業メーカーとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。

海外展開に関しては、すでに韓国において提携先が鎮痛・消炎剤「ソレトン錠」、ならびに高血圧症治療剤「カルバン錠」を販売しておりますが、さらに中国を始め、アジア諸国向けの輸出拡大を目指した準備を進めております。

1 Diagonosis Procedure Combinationの略で、急性期入院患者の診療報酬について出来高払いではなく、診療群分類に従った定額払いをする包括評価制度のこと。

2) 臨床検査薬

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミア』」、その専用測定装置「DiaPack2000」の市場拡大に努めてまいりました。しかし、昨年4月の診療報酬改定や、花粉症患者数が前年より減少したことが影響し、売上高は前年実績を若干下回る結果となりました。

3) ヘルスケア製品

昨年の一部のアガリクス製品に関する安全性危惧の問題や、テレビ番組制作における不祥事など健康食品に対する信頼性失墜の問題等により、健康食品市場全体が冷え込んだ影響が大きく、当社ヘルスケア商品の売上高も前年実績を下回る結果となりました。

以上の結果、医薬品事業全体の売上高は、ジェネリック医薬品の大幅な増収の寄与により19,072百万円（前期比1.6%増）となりましたが、営業利益は薬価改定やジェネリック医薬品の売上比率の増加に伴う原価率の上昇、また前年度下半期に子会社であった日本薬品工業株式会社が、当社保有株式の一部譲渡によって連結対象から除外となったこと等により1,075百万円（前期比10.8%減）となりました。

【老人ホーム運営事業】

連結子会社であるウエルライフ株式会社において、都市型介護付有料老人ホームを運営してまいりましたが、当社グループの中核事業である医薬品事業に経営資源を集中するため、本年2月、当社保有のウエルライフ株式会社株式320株（発行済株式総数の80%）をストラテジック・バリュー・パートナーズ・ジャパンLLCグループに譲渡しました。

これにより、平成19年度以降、同社は連結の範囲から除外されることとなります。なお、当期におけるウエルライフ株式会社の業績は、売上高758百万円（前期比0.4%増）と増収となったものの、価格競争激化によって、営業利益は202百万円（前期比12.8%減）と29百万円の減益となりました。

【その他の事業】

受託試験事業を営む株式会社化合物安全性研究所においては引き続き受注が堅調で、他の事業を含めた全体の売上高は1,135百万円（前期比17.5%増）となりましたが、競争が激しく原価率の高い臨床試験の受託が増加したことにより、営業利益は140百万円（前期比21.3%減）となりました。

以上、各事業セグメントを通算した結果、当期の連結売上高は20,966百万円（前期比2.3%増）、連結経常利益は1,143百万円（前期比20.2%減）となりました。また、当期純利益については、個別では前期に子会社であった日本薬品工業株式会社の株式譲渡による特別利益を計上したのに対し、当期では投資有価証券売却益の計上に加え、子会社のウエルライフ株式会社の当社保有株式の譲渡により、関係会社株式売却益を特別利益として計上しましたが、連結においてはウエルライフ株式会社の剰余金を全額取崩し、特別損失として計上したこと等から、366百万円（前期比82.8%減）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 74 期	当 期 第 75 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	18,777百万円	19,072百万円	294百万円	1.6%
老人ホーム運営事業	754百万円	758百万円	3百万円	0.4%
そ の 他 の 事 業	966百万円	1,135百万円	168百万円	17.5%
合 計	20,499百万円	20,966百万円	466百万円	2.3%

(注) 1. 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

2. 前連結会計年度末において連結子会社でありましたウエルライフ(株)は、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。当該除外は、期末除外であるため、当該会社の当連結会計年度の業績は、「老人ホーム運営事業」に含めております。

3. 医療用医薬品の薬効別売上高

区 分	金 額	構 成 比 率
代 謝 性 医 薬 品	4,429百万円	25.9%
神 経 系 お よ び 感 覚 器 官 用 薬	4,210	24.6
循 環 器 官 用 お よ び 呼 吸 器 官 用 薬	3,917	22.9
病 原 生 物 用 薬	2,027	11.9
消 化 器 官 用 薬	657	3.8
腫 瘍 用 薬	414	2.4
そ の 他 の 医 薬 品	1,452	8.5
合 計	17,106	100.0

4. 財産及び損益の状況の推移
(当社グループ)

区 分	平成15年度 第 72 期	平成16年度 第 73 期	平成17年度 第 74 期	平成18年度 第 75 期 (当期)
売 上 高	17,706百万円	20,162百万円	20,499百万円	20,966百万円
経 常 利 益	718百万円	1,415百万円	1,433百万円	1,143百万円
当期純利益または 当期純損失()	1,463百万円	846百万円	2,122百万円	366百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失()	40.11円	22.15円	55.57円	9.59円
総 資 産	21,749百万円	22,440百万円	22,842百万円	21,040百万円
純 資 産	3,664百万円	4,521百万円	6,722百万円	6,771百万円
1株当たり純資産	95.83円	118.32円	176.02円	177.36円

(当社)

区 分	平成15年度 第 72 期	平成16年度 第 73 期	平成17年度 第 74 期	平成18年度 第 75 期 (当期)
売 上 高	15,274百万円	17,538百万円	18,358百万円	19,072百万円
経 常 利 益	290百万円	634百万円	789百万円	875百万円
当期純利益または 当期純損失()	1,712百万円	464百万円	1,819百万円	988百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失()	46.68円	12.08円	47.38円	25.74円
総 資 産	19,177百万円	19,629百万円	20,525百万円	20,311百万円
純 資 産	3,546百万円	4,023百万円	5,920百万円	6,596百万円
1株当たり純資産	92.27円	104.74円	154.21円	171.86円

5. 資金調達の状況
当連結会計年度において、当社は、平成18年12月に500百万円の無担保社債（銀行保証付私募債）を発行いたしました。
6. 設備投資の状況
特に記載すべき重要な事項はございません。
7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はございません。
8. 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はございません。
9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はございません。
10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
本年2月、当社保有のウエルライフ株式会社株式320株（発行済株式総数の80%）を譲渡しました。（詳細は8頁(3)企業結合の経過を御参照ください）
11. 対処すべき課題
医療費抑制策が続き、とりわけ中堅製薬企業の経営環境は、ますます厳しさを増しております。
このような環境に適切に対応するため、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目指し、平成17年4月開始の中期経営計画「チャレンジGET2」の推進を図ってまいりました。この「チャレンジGET2」は、その最大の目標であった財務の健全化が達成されたことをもって、平成19年3月末に当初の計画期間を1年前倒しして終了といたしました。今後は、ジェネリック医薬品に対する国の使用促進策が当初の予想を上回るスピードで進展する中で、最優先課題として、ジェネリック医薬品事業で病院市場におけるプレゼンス獲得を目指す第1ステージ、次いで当社主力品のアルカリ化療法剤「ウラリット-U・錠」を中心に高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す第2ステージ、そして当社が創製する新薬による業容拡大を果たす第3ステージ、という長期段階的な将来戦略構想の下に、まずは、この第1ステージを成し遂げるための新中期経営計画「Next Stage『飛躍』」を策定し、本年4月よりスタートいたしました。この新中期経営計画では、5年後には売上で1.5倍（ただ

し、ジェネリック医薬品の売上で2倍以上)、営業利益で4倍の達成を目指しております。

ジェネリック医薬品に対しては、DPC導入病院のさらなる拡大や地域の医療連携制度が確立されようとしており、これらを後押しするように国による様々な使用促進策が検討されております。当社は新中期経営計画に基づき、ジェネリック医薬品の品揃えの充実や新たな薬価制度改革などの環境変化にいち早く対応するべく、本年4月に「GE（ジェネリック）開発部」を新設し、開発体制を強化しました。この新体制の下で開発のスピードアップや効率化を進めるとともに、新薬メーカーとして特徴あるジェネリック医薬品の開発を目指します。

「ウラリット-U・錠」に関しては、中長期的な観点から今後もエビデンスの取得を進め、普及・拡販に結び付けて行きたいと考えております。また、血清尿酸値や尿pHとメタボリック・シンドロームとの関係、高血圧や糖尿病等の生活習慣病との関係等を明らかにする目的で高尿酸血症・メタボリックシンドローム リサーチ フォーラムの活動を継続いたします。また、働き盛り世代の尿pHは、男女ともに著しい低下（酸性化）を示しているという報告もあり、生活習慣と酸性尿の関係がまさにクローズアップされてきています。今後は広く一般の皆様に対しても直接、「健康の指標」として尿pHに注目する意義を理解していただけるよう研究活動に努めてまいります。

これらの他、新中期経営計画の進展をバックアップする施策として、研究開発分野では、欧米の開発ベンチャー企業に導出した2つの化合物の臨床試験開始に向けて、一層、協力関係を強固にしていくとともに、探索研究を活性化させ、新たな研究成果の導出に積極的に取り組んでまいります。

海外展開については、「ソレトン錠」や「カルバン錠」などの自社品を中心に、中国・台湾を始めとしたアジア地域の基盤構築を図り、将来の開発や導出、輸出拡大に結び付けていきたいと考えております。この方針の下で本年4月に「中国事業開発部」を新設し、まずは、中国において当事業の礎を築く予定です。

これらに加えて、今後とも全事業分野において一層の経営の合理化・効率化を徹底し、安定した売上と利益の拡大により、株主の皆様への期待にも応えられる企業を目指して一層の経営努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験等の受託

(関連会社)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	50.0%(注)	医薬品の製造・販売
メディカル・システム・サービス株式会社	186百万円	49.3%	医療用器具の滅菌代行

(注) このうち33.3%については株券消費貸借契約による借り受けによるものであります。

(3) 企業結合の経過

連結子会社であるウエルライフ株式会社において、都市型介護付有料老人ホームを運営してまいりましたが、当社グループの中核事業である医薬品事業への経営資源の重点配分と集中化をさらに強化するため、本年2月、当社保有のウエルライフ株式会社株式320株（発行済株式総数の80%）をストラテジック・パリュール・パートナーズ・ジャパンLLCグループに譲渡しました。それにより、ウエルライフ株式会社は当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(4) 企業結合の成果

当期の連結売上高は20,966百万円（前期比466百万円、2.3%増）、連結経常利益は1,143百万円（前期比 289百万円、20.2%減）となり、連結当期純利益は366百万円（前期比 1,756百万円、82.8%減）となりました。

13. 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

医薬品および臨床検査薬等の製造販売

医薬品の安全性試験等の受託

健康食品等販売

14. 主要な営業所及び工場等

(1) 当社の主要な営業所及び工場等

本 社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館
仙台支店	〒980-0801	宮城県仙台市青葉区木町通り1-6-34 安藤ビル
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒225-0013	神奈川県横浜市青葉区荏田町488-1 ブラザ池尻
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル
名古屋支店	〒460-0022	愛知県名古屋市中区金山5-15-9
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-26-20 江戸堀グロウスビル
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル
福岡支店	〒812-0018	福岡県福岡市博多区住吉3-1-80 オヌキ新博多ビル
茨城工場	〒308-0112	茨城県筑西市藤ヶ谷字赤坂799-1
研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0054	埼玉県春日部市浜川戸2-16 (丸天運送株式会社内)

(2) 主要な子会社および関連会社

株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24
日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
メディカル・システム・サービス株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町3-8-15 東京ファスナービル

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	502名（51名）
その他の事業	38名（28名）
全社（共通人員）	35名（5名）
合計	575名（84名）

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先（当社）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	627
株式会社みずほ銀行	450
株式会社三菱東京UFJ銀行	427
株式会社あおぞら銀行	309
三菱UFJ信託銀行株式会社	300
株式会社東京都民銀行	299
中央三井信託銀行株式会社	298
株式会社北陸銀行	204
株式会社常陽銀行	200
株式会社静岡銀行	200

百万円

会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 38,522,301株（自己株式140,514株を含む）
3. 当期末株主数 6,761名（前期比1,181名増）
4. 大株主の状況

大株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
ジャパソファルシム株式会社	4,081	10.79
日本調剤株式会社	1,926	5.09
エイチエスピーシーバンク ビーエルシー クライアントサービス トックス トリーティー	1,656	4.38
豊島薬品株式会社	964	2.55
日本生命保険相互会社	935	2.47
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	895	2.37
山口 - 城	864	2.28
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505040	778	2.06
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	768	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	735	1.94
フクダ電子株式会社	735	1.94

会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役および執行役員の状況（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	経営全般 日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役 シャプロ株式会社取締役
取 締 役	高 橋 貞 雄	
取 締 役 専務執行役員	吉 田 勝 昭	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・総務部・人事部担当
取 締 役 常務執行役員	山 坂 平之丞	茨城工場・物流管理センター・主力品推進室担当
取 締 役 常務執行役員	山 本 俊 一	臨床検査薬事業部担当兼ヘルスケア部長 兼e-ビジネス推進室長
取 締 役 執行役員	宇田川 克 巳	薬事管理室・営業研修・情報部担当 兼購買部長兼営業管理センター部長
取 締 役 執行役員	矢 田 弘 道	G E 事業推進部担当 兼医薬営業本部長
取 締 役 執行役員	貴 志 康 夫	総合企画室・広報室・開発企画部担当 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 相談	山 口 明	
取 締 役	茂 腹 敏 明	公認会計士 株式会社ブレンリフレッシュ代表取締役 中小企業金融公庫顧問 東京中小企業投資育成株式会社顧問
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	舘 野 完	弁護士 財団法人三徳庵監事
監 査 役	高 橋 剛	弁護士 イヌイ建物株式会社社外監査役
執 行 役 員	三 宅 雅 久	研究所担当兼臨床開発部長
執 行 役 員	森 治 樹	管理部長
執 行 役 員	神 谷 武 博	医薬営業本部東日本担当兼病院部長
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長
執 行 役 員	吉 富 英 夫	医薬営業本部西日本担当兼大阪支店長

- (注) 1. 監査役山中 徹氏は平成18年6月29日付で辞任により退任いたしました。
 2. 平成18年6月29日開催の第74回定時株主総会において、取締役茂腹敏明氏及び監査役高橋 剛氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
 3. 取締役茂腹敏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役舘野 完氏及び高橋 剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 本年5月14日付で、前頁記載の取締役、監査役および執行役員の状況は、下記のように変更されております。

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	経営全般 日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役 シャプロ株式会社取締役
取 締 役	高 橋 貞 雄	
取 締 役 員 専務執行役員	吉 田 勝 昭	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守担当
取 締 役	山 坂 平之丞	
取 締 役	山 本 俊 一	
取 締 役	宇田川 克 巳	
取 締 役 員 執行役員	矢 田 弘 道	医薬営業本部・購買部・ヘルスケア部担当
取 締 役 員 執行役員	貴 志 康 夫	中国事業開発部・G E 開発部担当兼広報室長 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 員 相談役員	山 口 明	
取 締 役	茂 腹 敏 明	公認会計士 株式会社ブレーンリフレッシュ代表取締役 中小企業金融公庫顧問 東京中小企業投資育成株式会社顧問
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	舘 野 完	弁護士 財団法人三徳庵監事
監 査 役	高 橋 剛	弁護士 イヌイ建物株式会社社外監査役
執 行 役 員	三 宅 雅 久	開発企画部・茨城工場・物流管理センター担当
執 行 役 員	森 治 樹	営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長
執 行 役 員	轡 田 雅 則	薬事管理室担当兼総務部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
執 行 役 員	真 木 善 幸	営業研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	田 島 敏 男	臨床検査薬事業部担当兼総合企画室長

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	10名	149百万円
監 査 役	3名	22百万円
合 計	13名	171百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（66百万円）は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した退職慰労金引当額32百万円（取締役31百万円、監査役1百万円）を含めております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 1百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行者との兼職状況

取締役茂腹敏明氏は株式会社プレーンリフレッシュ代表取締役を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 他の会社の社外役員との兼職状況

監査役高橋 剛氏は、イヌイ建物株式会社 of 社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

(3) 主な活動状況

取締役茂腹敏明氏は、平成18年6月29日就任以降、当期開催の取締役会全てに出席し、主に当社とは利害関係のない立場で、また、公認会計士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役篩野 完氏は、当期開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役高橋 剛氏は、平成18年6月29日就任以降、当期開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、社外役員との間に、任務を怠ったことによる当社への損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、これに基づいて、社外取締役茂腹敏明氏、社外監査役館野 完氏及び高橋 剛氏それぞれとの間で、責任限定契約を締結しております。

この契約では、各社外役員は社外役員としての任務を怠ったことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うこととなります。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	3名	12百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

みすず監査法人（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人であります中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間業務停止処分を受けました。これにより、会計監査人としての資格を喪失し、退任することとなりました。当社では、同監査法人の再発防止に向けた改革姿勢、ならびに当社への監査実績および監査の継続性に鑑み、平成18年9月1日付をもって、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき監査役会により、同監査法人を当社の一時会計監査人を選任することにいたしました。

(2) 報酬等の額

報酬等の額	21百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき取締役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

日本ケミファ法令等遵守行動規準を定め、当社および子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。

社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、監査役宛のホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、文書という）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。

リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。

コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。

内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針および中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。

経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。

執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針および中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動規準に則って、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとる。

当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。

日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。

内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施または統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。

監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。

補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、昭和25年（1950年）6月の設立以来、一貫して「医薬品を中心としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という経営理念を堅持しつつ、環境変化に対応して時代のニーズを企業活動に取り入れることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の買付けを行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、この課題への具体的な取組みとして、平成17年4月からの中期経営計画「チャレンジGET2」において、「高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す」、「病院市場におけるジェネリックNo. 1ブランドを目指す」という2つの重点目標を掲げ、経営資源をここに集中投下するとともに、当社グループの財務健全化の総仕上げに取り組んで参りました。

当社は、この中期経営計画「チャレンジGET2」において、高尿酸血症領域での医薬品事業では、製品に関するエビデンスの獲得、処方疾患の拡大、そして他社とのマーケティング連携及び大学病院での普及活動の充実を通じて、主力商品であるウラリットの拡販に努めて参りました。また、ジェネリック医薬品事業では、品揃え強化を目的とした供給協力先の拡大、製剤工夫による飲みやすさの追及、及び、自社ブランドイメージの向上を通じて、主に病院市場において当社ジェネリック医薬品の普及に取り組んで参りました。

上記施策が奏功し、当社の最重要課題であった財務の健全化が達成されたこと、また、ジェネリック医薬品を取り巻く環境が計画策定時の予想を上回るスピードで変化していることから、中期経営計画「チャレンジGET2」は、平成19年3月末に当初の計画期間を1年前倒しして終了することといたしました。

現在は、病院市場におけるジェネリック医薬品事業で当社プレゼンスを確立する第1ステージ、ウラリットを核に高尿酸血症領域でのポジションを確保する第2ステージ、そして当社発の創薬による業容拡大を果たす第3ステージ、という長期間階的な将来戦略構想の下で、まずは、この第1ステージを成し遂げるための新中期経営計画「Next Stage『飛躍』」²を、本年4月よりスタートいたしております。

また、当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分け、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

2 新中期経営計画の内容については、当社ホームページ（<http://www.chemiphar.co.jp/>）をご覧ください。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための
取組み

当社は、平成19年5月11日開催の平成19年度第2回定例取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催予定の当社第75回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様の承認が得られることを条件にこれを発効させる予定です。

本プランの内容については、本定時株主総会の株主総会参考書類第7号議案「2.本プランの内容」をご参照下さい。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の新中期経営計画「Next Stage『飛躍』」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであり、同様に基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社の定款を変更した上、変更された定款に基づき株主総会で承認可決されることを条件に導入されるものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役及び社外監査役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	20,311	負債の部	13,715
[流動資産]	〔 9,649〕	[流動負債]	〔 9,073〕
現金及び預金	3,713	支払手形	2,136
受取掛手形	201	買掛金	1,309
製品及び商材	3,529	短期借入金	820
原材料	1,041	一年内償還予定の社債	420
仕掛品	153	一年内返済予定の長期借入金	1,805
貯蔵品	125	未払法人税等	106
前払費用	10	未払消費税等	365
短期貸付金	135	未払費用	80
未収入金	250	未払り	1,206
繰延税金資産	102	前受収益	331
その他の流動資産	380	返品調整引当金	252
	3	販売促進引当金	4
[固定資産]	〔 10,652〕	設備関係支払手形	214
有形固定資産	〔 7,141〕	その他の流動負債	14
建物	1,479		5
構築物	50	[固定負債]	〔 4,641〕
機械装置	284	社債	830
車両運搬具	0	長期借入金	1,416
工具器具備品	132	退職給付引当金	277
土地	5,194	退職慰労引当金	528
無形固定資産	21	再評価に係る繰延税金負債	1,589
電話加入権	21		
投資その他の資産	3,489	純資産の部	6,596
投資有価証券	1,376	[株主資本]	〔 4,539〕
関係会社株式	614	資本金	4,304
長期貸付金	0	資本剰余金	0
従業員長期貸付金	10	その他資本剰余金	0
関係会社長期貸付金	599	利益剰余金	310
長期前払費用	35	その他利益剰余金	310
敷金及び差入保証金	163	繰越利益剰余金	310
繰延税金資産	298	自己株式	76
その他	511		
貸倒引当金	119	[評価・換算差額等]	〔 2,056〕
[繰延資産]	〔 10〕	その他有価証券評価差額金	23
社債発行費	10	土地再評価差額金	2,033
資産合計	20,311	負債純資産合計	20,311

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	4,304	0	677	67	3,559
事業年度中の変動額					
当期純利益			988		988
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		0	988	8	979
平成19年3月31日残高	4,304	0	310	76	4,539

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日残高	327	2,033	2,360	5,920
事業年度中の変動額				
当期純利益				988
自己株式の取得				9
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	303		303	303
事業年度中の変動額合計	303		303	675
平成19年3月31日残高	23	2,033	2,056	6,596

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
ただし、前事業年度以前に発行した社債に係る社債発行費については、3年間で均等償却を行っております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 : 期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
 - (3) 退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。
- 7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 8. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
 - (3) ヘッジ方針
金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。
 - (4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- 9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,596百万円あります。会社計算規則の施行により、当事業年度における計算書類は、会社計算規則により作成しております。

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(会計方針の変更)

特許等実施料収入

特許等実施料収入は、従来、営業外収益に計上しておりましたが、当該収益は主たる営業活動の成果であること、また、金額の重要性が増したため、当事業年度より売上高に含めて計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業外収益は110百万円減少し、売上高及び営業利益は同額増加しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

社債発行費

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。これに伴い、前事業年度以前に発行した社債に係る社債発行費は、支出時より3年間で均等償却しておりますが、当事業年度に発行した社債より、償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

10,603百万円

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

土 地	5,139百万円
建 物	860百万円
投資有価証券	415百万円
計	6,415百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	320百万円
一年内返済予定の長期借入金	1,231百万円
長期借入金	528百万円

3. 受取手形割引高

3,040百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,245百万円
--------------------------------------	----------

5. 事業年度末日満期手形の処理

事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高から除かれております。

支 払 手 形	475百万円
割 引 手 形	420百万円
設備関係支払手形	5百万円

6. 借受有価証券

貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受けた有価証券は101百万円であります。

7. 貸付有価証券

貸借対照表に計上した有価証券のうち、株券消費貸借契約により貸し付けた有価証券は10百万円であります。

8. 関係会社に対する債権債務

短 期 債 権	20百万円
長 期 債 権	599百万円
短 期 債 務	1,384百万円
長 期 債 務	百万円

9. 保 証 債 務 (預り金に対する保証債務)

ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
160百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	3百万円
営 業 費 用	3,455百万円
営業取引以外の収益	31百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普 通 株 式 140,514株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因は、退職慰労引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
関連会社	日本薬品工業(株)	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有)注3 直接 50.0
関連会社	ジャパンソファルシム(株)	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 5.0 (被所有) 直接 10.8

属性	会社等の名称	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員 の兼任等	事実上 の関係				
関連会社	日本薬品工業(株)	兼任 2人	営業上 の取引	商品の 購入	1,974	支払手形 及び 買掛金	868
関連会社	ジャパンソファルシム(株)	兼任 1人	営業上 の取引	商品及び 原材料の 購入	1,445	支払手形 及び 買掛金	493

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. このうち33.3%については株券消費貸借契約による借り受けによるものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

171円86銭

1株当たり当期純利益

25円74銭

損益計算書上の当期純利益

988百万円

普通株式に係る当期純利益

988百万円

普通株主に帰属しない金額

百万円

普通株式の期中平均株式数

38,387千株

独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 川 裕 康 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 功 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は特許等実施料収入の損益計算書上の計上区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	21,040	負債の部	14,269
[流動資産]	〔 10,109 〕	[流動負債]	〔 9,364 〕
現金及び預金	3,994	支払手形及び買掛金	3,500
受取手形及び売掛金	3,864	短期借入金	820
たな卸資産	1,328	一年内償還予定の社債	420
短期貸付金	250	一年内返済予定の長期借入金	1,867
繰延税金資産	388	未払金	106
その他の流動資産	284	未払法人税等	394
貸倒引当金	0	未払消費税等	88
		未払費用	1,235
		預り金	335
[固定資産]	〔 10,920 〕	返品調整引当金	4
有形固定資産	8,186	販売促進引当金	214
建物及び構築物	2,264	前受収益	252
機械装置及び運搬具	285	その他の流動負債	125
工具器具備品	158	[固定負債]	〔 4,904 〕
土地	5,478	社債	830
無形固定資産	21	長期借入金	1,619
電話加入権	21	退職給付引当金	301
投資その他の資産	2,711	退職慰労引当金	547
投資有価証券	1,810	再評価に係る繰延税金負債	1,589
長期貸付金	11	その他の固定負債	16
長期前払費用	35		
敷金及び差入保証金	164	純資産の部	6,771
繰延税金資産	298	[株主資本]	〔 4,714 〕
その他	511	資本金	4,304
貸倒引当金	119	資本剰余金	0
		利益剰余金	545
		自己株式	136
[繰延資産]	〔 10 〕	[評価・換算差額等]	〔 2,056 〕
社債発行費	10	その他有価証券評価差額金	23
		土地再評価差額金	2,033
資産合計	21,040	負債純資産合計	21,040

連結損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20,966
売 上 原 価	8,682
売 上 総 利 益	12,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,888
営 業 利 益	1,395
営 業 外 収 益	94
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	20
不 動 産 等 賃 貸 料	32
そ の 他 の 営 業 外 収 益	39
営 業 外 費 用	346
支 払 利 息	111
手 形 売 却 損	51
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	43
そ の 他 の 営 業 外 費 用	139
経 常 利 益	1,143
特 別 利 益	387
投 資 有 価 証 券 売 却 益	387
特 別 損 失	585
た な 卸 資 産 廃 棄 損	115
固 定 資 産 売 却 損	19
固 定 資 産 除 却 損	1
関 係 会 社 株 式 売 却 損	442
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	946
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	894
法 人 税 等 調 整 額	313
当 期 純 利 益	366

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日残高	4,304	0	179	127	4,356
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			366		366
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	366	8	357
平成19年3月31日残高	4,304	0	545	136	4,714

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日残高	332	2,033	2,365	6,722
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				366
自己株式の取得				9
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	308		308	308
連結会計年度中の変動額合計	308		308	48
平成19年3月31日残高	23	2,033	2,056	6,771

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

(2) 連結子会社の名称

㈱化合物安全性研究所、シャプロ㈱

前連結会計年度において連結子会社でありましたウエルライフ㈱は、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。当該除外は期末除外であるため、当該会社の損益計算書については連結計算書類に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

会社等の名称

日本薬品工業㈱、ジャパンソファルシム㈱、メディカル・システム・サービス㈱

(2) 持分法を適用しない関連会社数 1社

会社等の名称

ウエルライフ㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

ただし、前連結会計年度以前に発行した社債に係る社債発行費については、3年間で均等償却を行っております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金：当社及び連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。

販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金の利息

ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,771百万円であります。会社計算規則の施行により、当連結会計年度における連結計算書類は、会社計算規則により作成しております。

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(会計方針の変更)

特許等実施料収入

特許等実施料収入は、従来、営業外収益に計上しておりましたが、当該収益は主たる営業活動の成果であること、また、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より売上高に含めて計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業外収益は110百万円減少し、売上高及び営業利益は同額増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

社債発行費

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。これに伴い、前連結会計年度以前に発行した社債に係る社債発行費は、支出時より3年間で均等償却しておりますが、当連結会計年度に発行した社債より、償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
11,425百万円
2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

土 地	5,139百万円
建 物	860百万円
投資有価証券	415百万円
計	6,415百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	320百万円
一年内返済予定の長期借入金	1,231百万円
長期借入金	528百万円
3. 受取手形割引高
3,040百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,245百万円
--------------------------------------	----------
5. 連結会計年度末日満期手形の処理
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高から除かれております。

受取手形	2百万円
支払手形	475百万円
割引手形	420百万円
設備関係支払手形	5百万円
6. 借受有価証券
連結貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受けた有価証券は101百万円であります。
7. 貸付有価証券
連結貸借対照表に計上した有価証券のうち、株券消費貸借契約により貸し付けた有価証券は10百万円であります。

8. 保証債務（預り金に対する保証債務）
 ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
 160百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 38,522,301株

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月28日開催予定の第75回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
普通株式	76	利益剰余金	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額

177円36銭

1株当たり当期純利益

9円59銭

連結損益計算書上の当期純利益	366百万円
普通株式に係る当期純利益	366百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式の期中平均株式数	38,183千株

独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

日本ケミファ株式会社

取締役会 御中

みずぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 西 川 裕 康 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 功 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は特許等実施料収入の連結損益計算書上の計上区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました（当社は、平成19年5月11日開催の平成19年度第2回定例取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の導入を決議しました。）。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

日本ケミファ株式会社
 常勤監査役 加藤 昇 ㊟
 社外監査役 舘野 完 ㊟
 社外監査役 高橋 剛 ㊟

以上
 以上

株 主 メ モ

1. 事業年度の末日

毎年3月31日

2. 定時株主総会

毎年6月

3. 基 準 日

定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。

4. 単 元 株 式 数

1,000株

5. 株 主 名 簿 管 理 人

中央三井信託銀行株式会社

6. 同 事 務 取 扱 所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120(78)2031(フリーダイヤル)

7. 同 取 次 所

中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本支店

8. 公 告 方 法

電子公告により公告

ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行います。

電子公告掲載ホームページアドレス

<http://www.chemiphar.co.jp/>

9. 本 社 所 在 地

〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電 話 03(3863)1211(代表)